9割の経営者が知らない
失敗しないための
事業承継 相続 セミナー

相続・贈与相談センター　赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介

相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の**
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。

Copyright(C) 相続・贈与相談センター All Rights Reserved.

目次

はじめに

第一章　平成30年税制改正による事業承継への影響

第二章　知っておくべき事業承継の基本

第三章　自社株承継のポイント

第四章　会社を強くする組織再編の3つのポイント

第五章　事業承継で必要な社長個人の相続

第六章　事業承継を成功に導くために専門家を活用しよう

はじめに

あなたの事業承継危険度チェック

- □ 自身会社の自社株評価額を言えない
- □ 資本金1000万円以上
- □ この数年の利益が急激に増加している
- □ 経営者の年齢が50歳以上
- □ 20年以上続いている
- □ 資本金÷発行株数が額面5万円以上
- □ 会社に個人貸付をしている
- □ 自社株が分散している
- □ 自社株以外の個人資産が多い
- □ 経営再生が必要
- □ 後継者が決まっている
- □ 事業譲渡を検討している
- □ 不動産を所有している

どれか一つでも当てはまれば、自社株評価算出が必要です

会社形態に関わらず、事業承継対策は必要

法人の評価方法　＝　利益　＋　資産

法人は株式会社は自社株、持分会社は出資持分で評価されます。共通しているのは、評価は額面でない事と、個人の相続財産に課税されることです。評価額が額面の100倍以上になることもあり、相続・事業承継を困難にさせます。重要なことは、**会社形態に関わらず、正確な価値を把握すること**です。

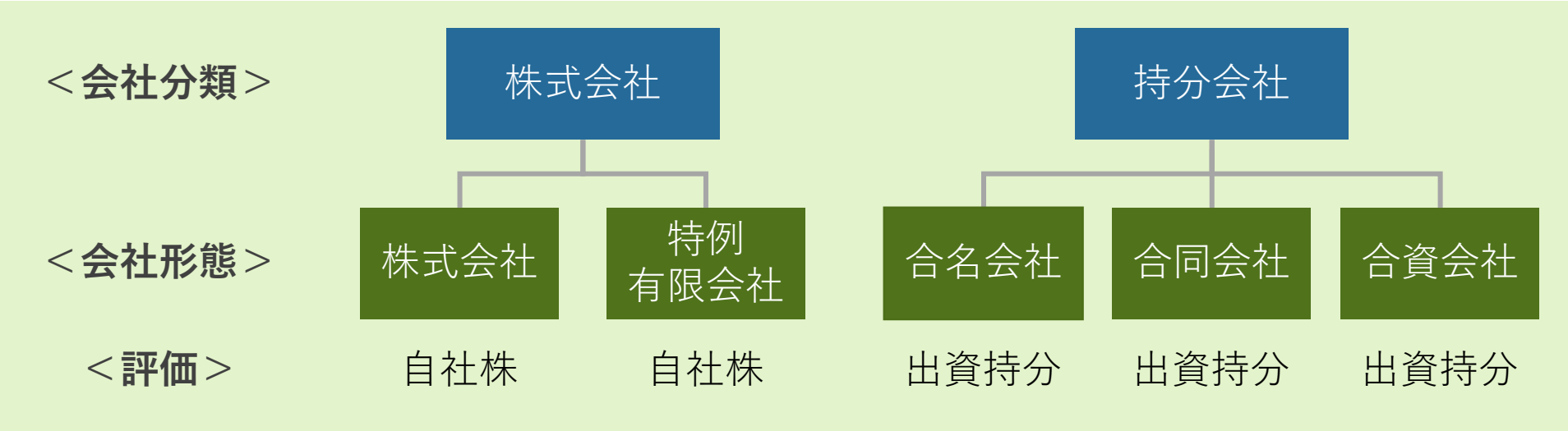

事業承継が円滑に進まなかった理由

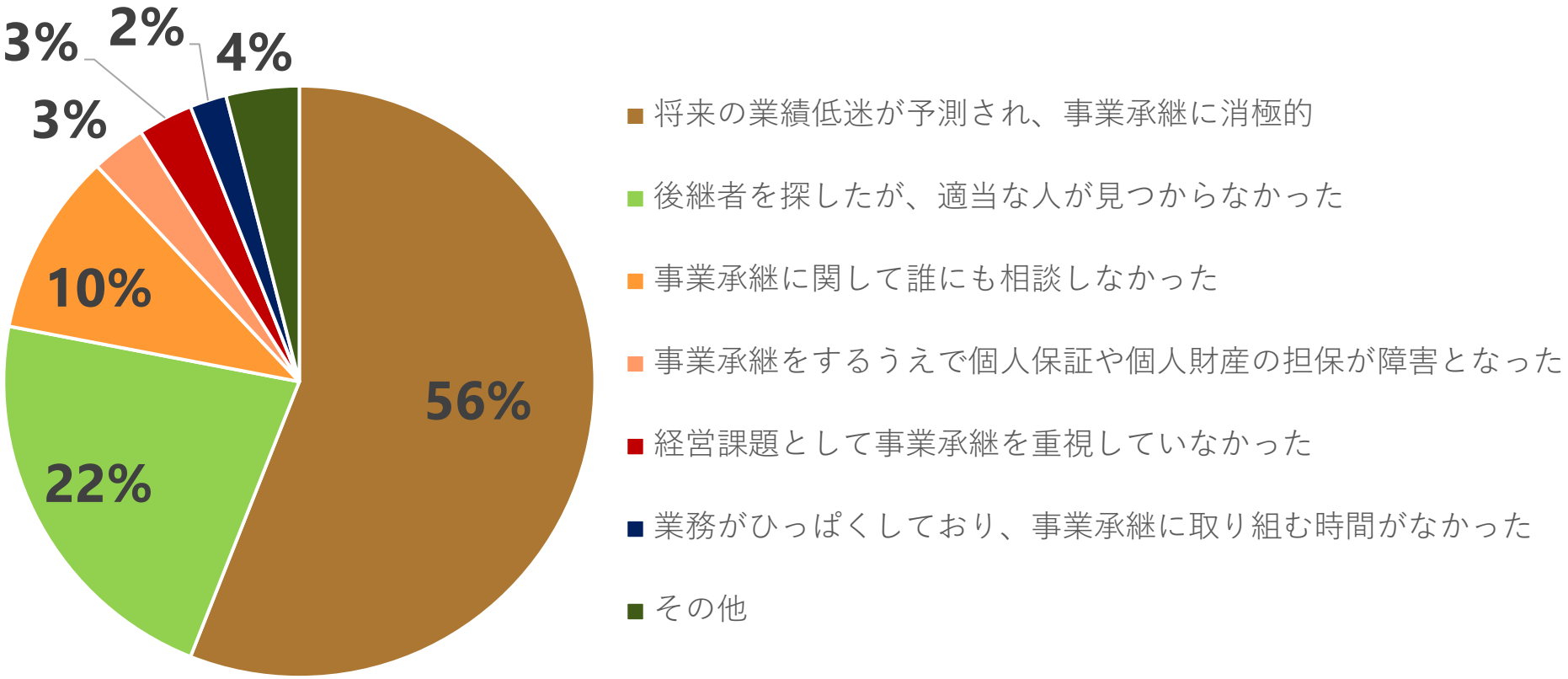

資料：中小企業庁委託
「中小企業者・小規模企業者の経営実態および事業承継に関するアンケート調査（2013年12月㈱帝国データバンク）

事業承継はピンチ？それともチャンス？

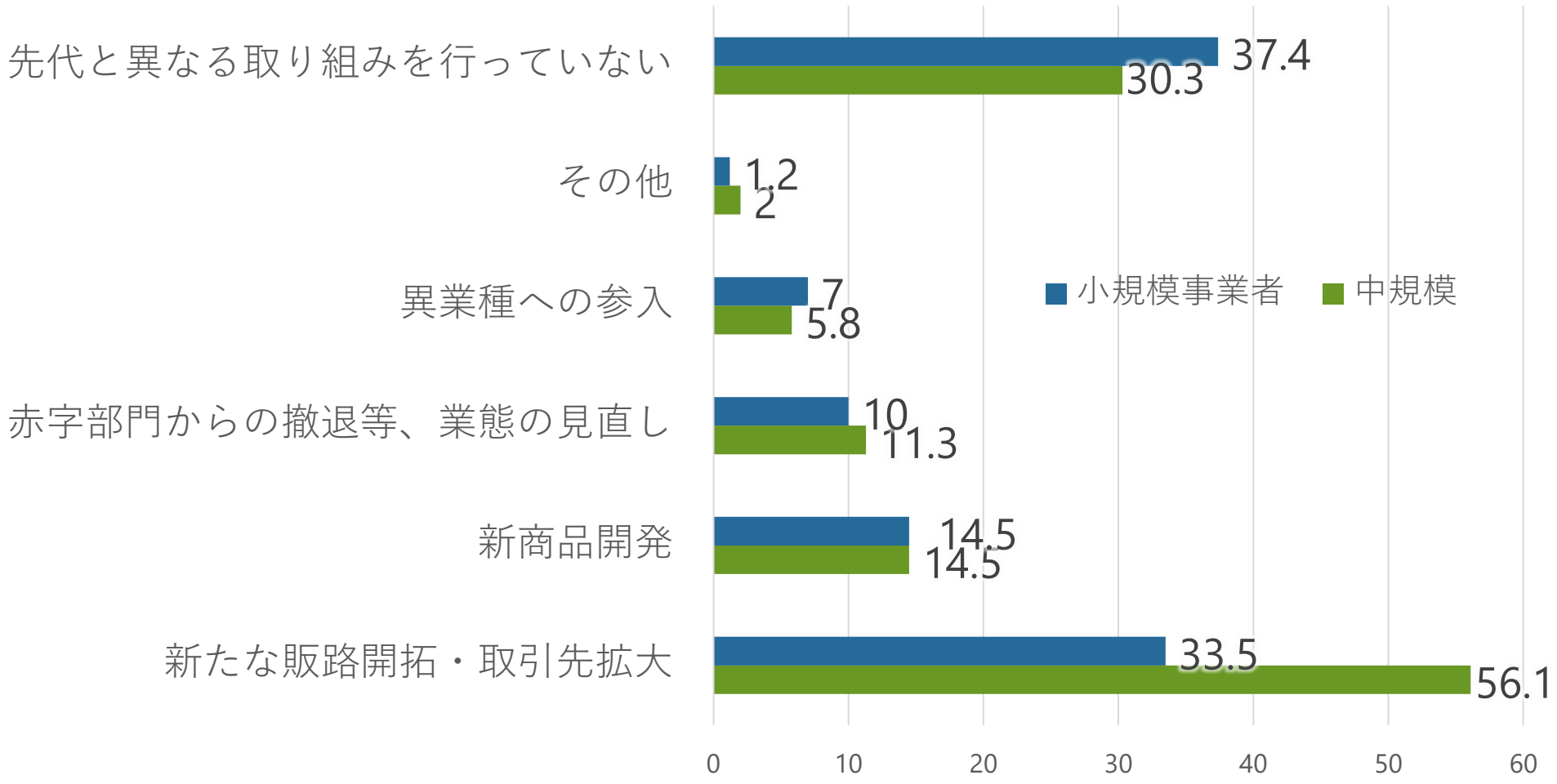

資料：中小企業庁委託
「中小企業者・小規模企業者の経営実態および事業承継に関するアンケート調査（2013年12月㈱帝国データバンク）

事業承継はピンチ？それともチャンス？

事業承継後の取り組みと事業承継後の業績変化

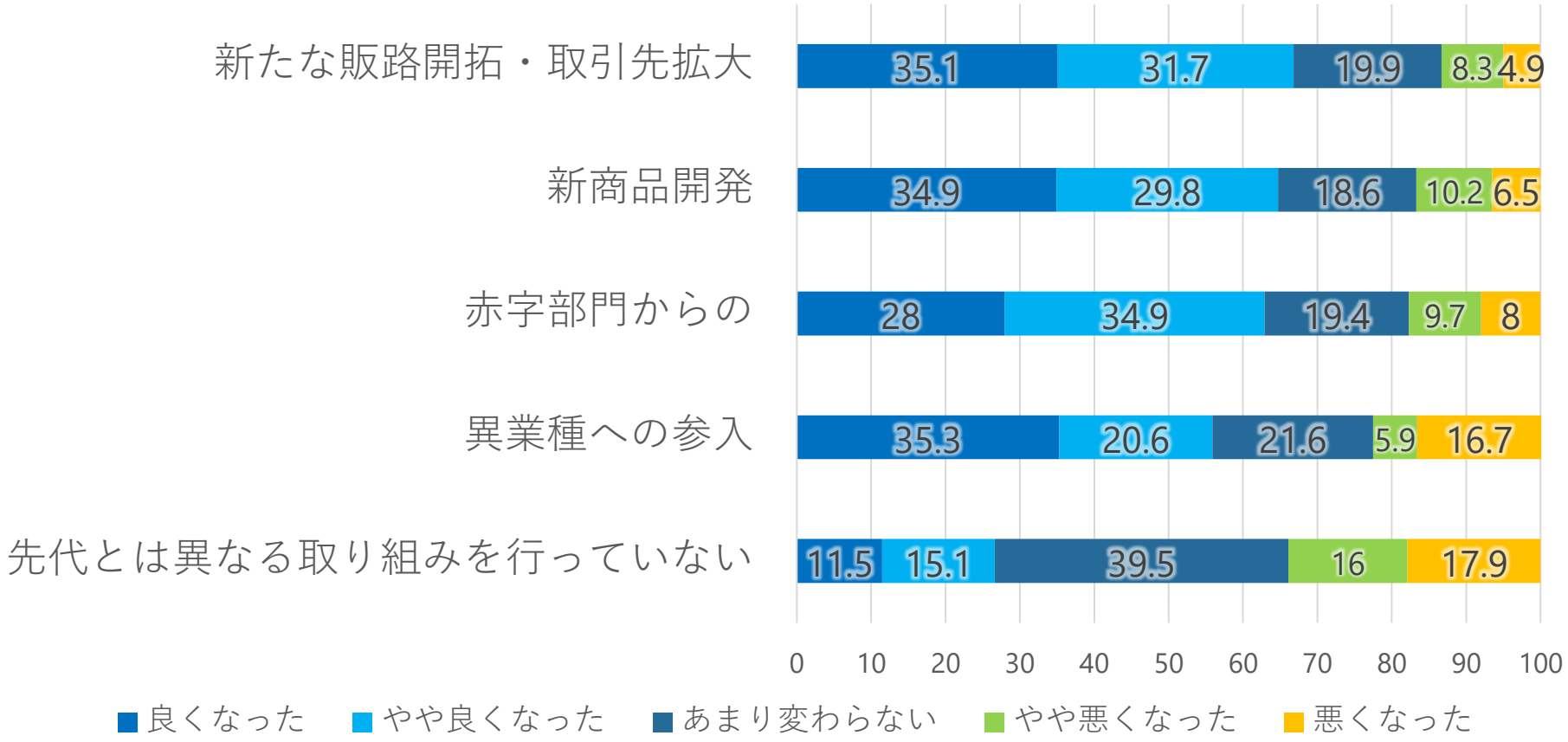

資料：中小企業庁委託
「中小企業者・小規模企業者の経営実態および事業承継に関するアンケート調査（2013年12月㈱帝国データバンク）

第一章

平成30年税制改正による事業承継への影響

事業承継税制の抜本拡充

平成30年度の法改正はプラスに働く期限付きの措置

◆ 平成30年度の改正措置は世代交代に向けた集中取組み期間として10年間の時限措置

※ 但し、平成30年１月～令和9年12月まで

◆ 税制の適用を受けるには

今後５年以内に承継計画（仮称）を都道府県に提出

10年以内に承継を行う必要あり

この改正を活用して、今から事業承継対策を始めるべき

参考：事業承継に関わる平成30年度税制改正

① 経営環境変化に応じた免税制度の創設

将来の納税不安を大幅に軽減

現行 免除は後継者死亡と破産等の場合のみ

改正 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除

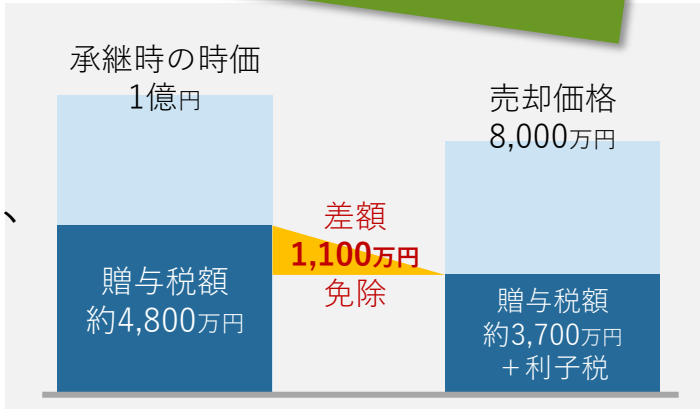

② 雇用維持要件の原則撤廃

納税猶予打ち切りリスクを最小化

現行 5年平均で80％維持
（雇用維持できない場合は、利子税抜きで全額納付）

改正 雇用維持要件は原則撤廃
（雇用5年平均80％を下回っても猶予税額は納付不要　※条件あり）

参考：事業承継に関わる平成30年度税制改正

③ 対象株式数等の上限撤廃

事業承継時の納税ゼロに

現行　実際の猶予割合は53％（対象上限2/3×猶予割合80％）
残りの47％は納税が必要

改正　対象株式数2/3上限の撤廃、相続時の納税猶予割合80％→100％引き上げにより、自社株の承継時の納税がゼロに

④ 複数承継の対象化

多様な事業承継を促進

現行　先代一人から後継者一人への株式承継に限定

改正　配偶者や従業員からの贈与・相続や後継者が複数（3人まで）の承継も対象化

参考：通常の自社株対策スキームと事業承継税制の活用の違い

①自社株対策スキーム

税理士や専門家の指導もと行うスキーム。株価を一時的に落として後継者に贈与する。贈与税を抑えて後継者の負担を減らし、早期に経営権を渡す方法

（対象：大中小企業）

②事業承継税制を活用

政府が作った制度（税理士や専門家の指導のもと進めることは変わらない）。諸条件（人、会社、雇用など）を守れば納税が猶予されるが、諸条件が厳しく利用者が少ない。

（対象：中小企業）

今回②に特例が創設（緩和）され、
多くの経営者が事業継続のために①や②を活用しやすい時代に！

参考：事業承継税制を活用した自社株式の円滑な承継のモデルケース

承継計画の認定
認定支援機関の確認、都道府県知事の認定が必要
後継者名、承継後5年間の事業計画等を記載

経営環境変化に応じた免税制度
株式の売却価格で、税額を再計算し、
承継時との差額を免除

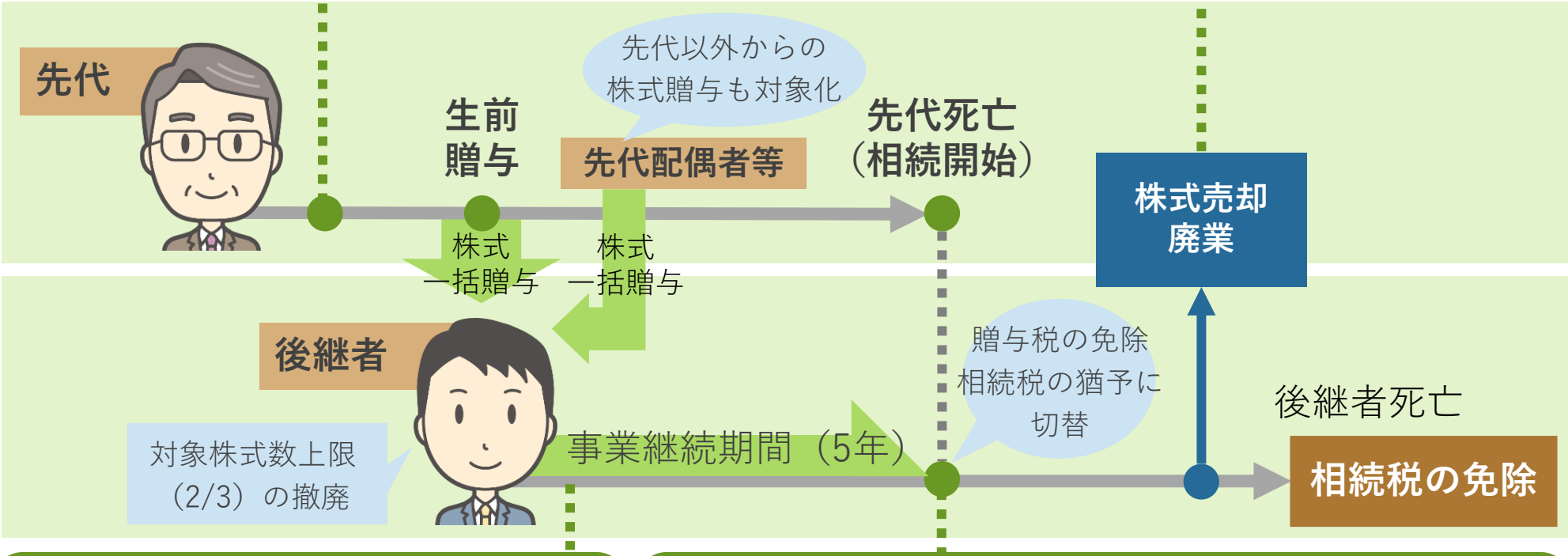

代表者継続・株式10％以上保有当
雇用維持要件は原則撤廃

事業承継機関における雇用実績報告
雇用5年平均8割を下回った場合のみ提出が必要
認定支援機関の指導・助言が必要

平成30年の税制改正の注意点

あくまで「納税猶予」であるため資金準備が必要
※ 免除ではない、途中で撤廃されることもある

今回の制度を利用して自社株移転ができても、
遺産分割や遺留分などの事業承継対策が必要

いずれにせよ、チャンスであることには変わりない
今すぐにでも「事業承継」準備を始めるべき

まとめ　事業承継税制の主な改正点の比較

	改正前	改正後
納税猶予額	贈与：対象株式に関わる贈与税の全額 相続：対象株式に関わる相続税の80%	贈与：対象株式に関わる贈与税の全額 相続：対象株式に関わる相続税の100%
納税猶予対象となる株式	発行株式総数の2/3	取得株式の全て
雇用確保の要件	5年間の雇用平均80%を下回ると納税猶予打ち切り	5年間の雇用平均80%を下回っても条件付きで納税猶予を継続
先代経営者の要件	代表者1名からの承継のみ	代表者含む複数人可能
後継者の要件	後継者1名のみ	後継者最大3名まで

まとめ　事業承継税制の主な改正点の比較

	改正前	改正後
後継者への免税	後継者の死亡と破産の場合のみ免除	後継者の死亡と破産の場合のみならず、株式売却・廃業の場合でも承継時との差額を計算し差額を免除
猶予期限の確定事由として、譲渡・合併・解散等に該当した場合の納付金額	贈与時（相続時）の相続税評価額で計算	譲渡・合併時の対価又は解散時の相続税評価額で計算し、当初の納税猶予額を下回る場合、差額は免除
相続時精算課税制度の適用対象者	贈与者：贈与した年の1月1日において60歳以上の父母・祖父母 受贈者：贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の直系卑属等	贈与者：贈与した年の1月1日において60歳以上の父母・祖父母 受贈者：贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の直系卑属と20歳以上の特例後継者（相続人以外の人）

第二章
知っておくべき
事業承継の基本

事業承継とは

3つの権利を譲渡すること

経営権	自社株式	事業用資産

「誰に」事業を承継させるか

i 親族へ承継

ii 従業員に承継

iii M&A

「誰に」事業を承継させるか

「親族内承継」を成功させる方法

「3つの方法」から考える

① 資産を売却する
② 生前贈与する
③ 相続させる

メリット

創業者の企業理念が維持される

デメリット

後継者の能力不足による経営不安や従業員が付いてこない例が多い

「誰に」事業を承継させるか

ii 「従業員へ事業承継」を成功させる方法

自社株をどのように購入してもらうかが重要

① 役員が後継者で、自社株を購入し、経営権を承継する方法
② 従業員が後継者で、従業員が自社株を購入し、経営権を承継する方法

メリット

長年業務に携わった従業員に承継するので、安心は出来る

デメリット

承継する側にとっては株式の買い取りや借金の引き継ぎ等、あまりメリットが無いことが多い

「誰に」事業を承継させるか

iii 売るときは「自社の正確な位置」を知っておく

純資産法	会社の全財産を知る
収益還元法	会社の稼ぐ力の現在価値を判断

メリット

買い取る会社によっては事業の発展が期待でき、売却の時期次第では高収益になることも

デメリット

場合によっては売却に時間が掛かる

事業承継の流れ

専門家と面談

自社株評価・財産棚卸

承継計画の立案

後継者の選定（親族・従業員）
候補選定（Ｍ＆Ａ）

承継計画の実行

事業承継には様々な問題が絡んできます。
準備段階から専門家とよく相談するとスムーズにいくでしょう。

後継者の教育は時間をかけてゆっくりと

準備不足が後継者を苦しめる

後継者教育期間
10年

意思決定
能力の習得

金銭感覚を身につける

現場を経験させる

経理・財務知識、人事の採用業務

1年目　4年目　7年目　10年目　完了

第三章

「自社株承継」のポイント

自社株とは

自社株

同族会社のオーナーやその家族が所有する株式
「非上場株式」「未上場株式」といわれるもの

長年好業績による多くの内部留保と含み益で
額面が**100倍以上に評価**されることもある

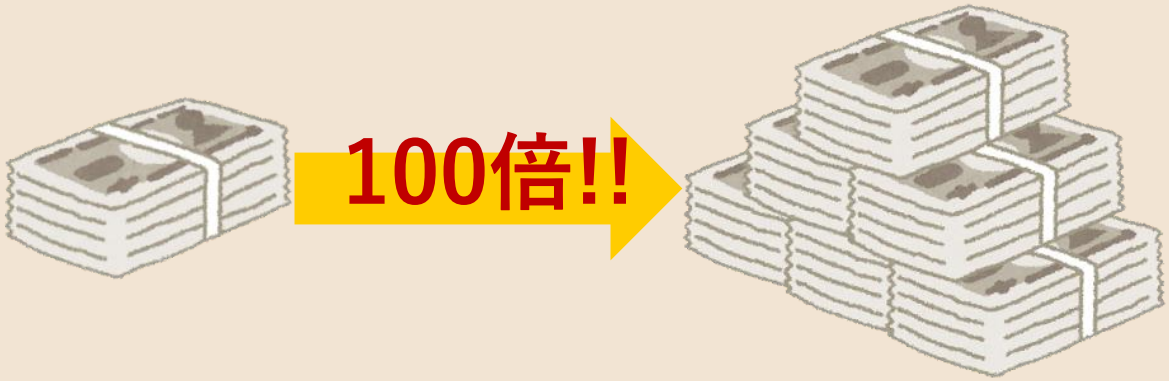

自社株の評価は「3つの計算式で決まる」

i 「類似業種比準額方式」

ii 「純資産価額方式」

iii 「併用方式」や「配当還元方式」

※例外もあります

会社規模区分と会社規模別評価方法

直前期末の総資産価額（簿価）及び従業員数				直前期末以前1年間の取引金額			会社規模	類似業種の使用割合
総資産価額			従業員数	取引金額				
卸売業	小売 サービス業	その他		卸売業	小売 サービス業	その他		
			70人超				大会社	100%
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超 70人未満	30億円～	20億円以上	15億円以上	大会社	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超 70人未満	7億円以上 30億円未満	5億円～ 20億円未満	4億円～ 15億円未満	中会社の大	90%
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	中会社の中	75%
7,000万円以上 2億円未満	4,000万円以上 2.5億円未満	5,000万円以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6,000万円以上 2..5億円未満	8,000万円以上 2億円未満	中会社の小	60%
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	50%

① いずれか下位の区分

② いずれか上位の区分

③ 会社区分の判定

「利益」を圧縮し「資産」を整理せよ

自社株の評価を下げる9つの対策

利益圧縮策

1. 役員退職金の支給
2. 私募債の発行
3. 決算賞与の支給
4. 中小企業退職金制度の活用
5. 短期前払い金費用の損金処理

「利益」を圧縮し「資産」を整理せよ

自社株の評価を下げる9つの対策

資産整理策

6. 純資産の額を減らし、自社株評価を下げる
7. 株の含み損を計算する
8. 不良在庫の処分
9. 債権の整理

第四章
会社を強くする
「組織再編」3つのポイント

「組織再編」3つのポイント

1. 高収益事業を分離
2. 持株会社の設立
3. 事業再生

高収益事業を分離する

自社株が高評価になってしまう原因を取り除く

高収益部門を持っている → 毎年高収益を計上 → **純資産が増加**

具体策

- 後継者が設立する会社への事業譲渡
- 会社分割による子会社への移転

持株会社の設立

経営者、後継者の双方に大きなメリット

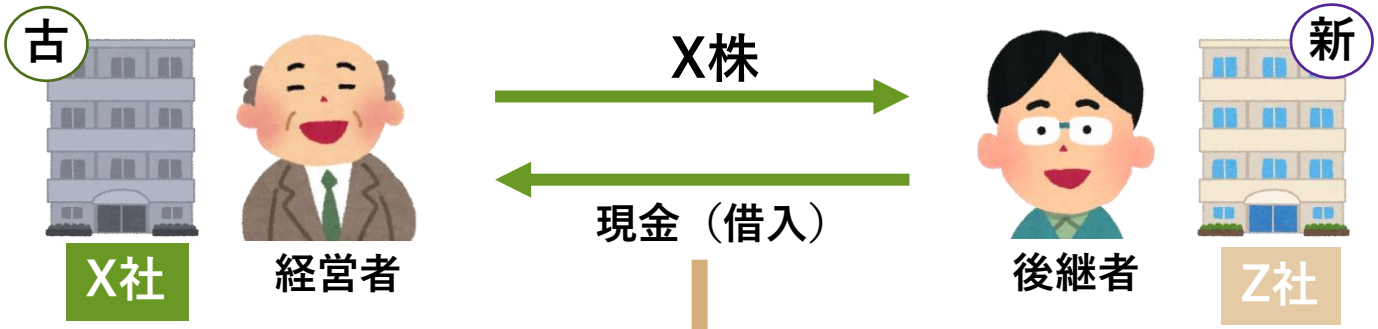

節税になる

経営者 X社

持株会社の資本金を
用意するだけで
オーナーになれる

後継者 Z社

譲渡所得税
20%

＜

実効税率
40%

X社からの配当を
借入の返済にあてる

事業再生について

低収益の問題点を突き止めよう

低収益部門の営業利益がマイナス

早急に行うべき3つのこと

1. 経営の再構築
2. 新しい営業先、営業方法の開発
3. 財務の健全化

第五章
事業承継で必要となる社長個人の相続対策のポイント

良い事業承継は「個人の相続知識」が問われる

「会社の事業承継」≒「社長個人の相続」

社長個人の相続対策なしでは、良い事業承継は行えません。

↓

最低限知っておくべき、
「個人の相続に関する法律的な知識」
「会社の代表者として良く起こりうる問題点」
を取り上げ、対策を考えて行きましょう。

相続の基本を知ろう

相続とは

人が亡くなったとき、
その人が持っていた財産の権利義務を受け継ぐこと

相続ができる人

「法定相続人」

故人の配偶者や血族のこと
子供、孫、親、祖父母、兄弟姉妹など

相続の基本を知ろう

配偶者の次に、相続できる順番

【第1順位】　子供。子供の代襲相続人である直系卑属（孫など）
【第2順位】　父母または祖父母などの直系尊属
【第3順位】　兄弟姉妹または兄弟姉妹の代襲相続人である甥や姪

相続税がかかる財産を知る

① 相続税がかかる本来の相続財産（プラスの相続財産）
　土地、家屋、株式、公社債、預貯金、貸付金、ゴルフ会員権
② みなし相続財産
　生命保険、損害保険

相続トラブルが起きてしまう、その原因

主な例

- 財産の殆どが分割できない固定資産
- 相続評価と財産の時価の差による遺産分割争い
- 遺言書の不備・遺留分請求
- 特別受益（生前贈与）を行っている
- 経営権の争い

相続前に確認しておきたい6つのこと

1. 財産の把握
2. 相続人の正確な把握
3. 遺言書の用意
4. 成年後見制度の活用
5. 信託の活用
6. 納税資金の準備

相続税を効率的に抑える方法

- 生命保険の活用
- 贈与税の配偶者控除
- 遺産分割の工夫
- 不動産の活用
- 信託の活用
- 孫への贈与
- 養子縁組の活用

どの対策をするかは専門家と相談しましょう！

第六章
事業承継を成功に導くために専門家を活用しよう

いつ、何をどのように相談するのか

Q いつ相談すればいいか

A 早いほど万全の体制を整えることができます
今すぐ相談しに行きましょう

Q 何をどのように相談するか

A まずは専門家に相談しましょう
何を相談したらいいか分からなくても、
うまく情報を聞き出して課題を整理してくれます

事業承継税専門の税理士は限られている

大切なのは「安さ」より「質」である

すべての会計事務所が事業承継のすべてを担えるわけではない

事業承継一括で受け入れますという会計事所が、
必ずしも「安心して事業承継を任せられる事務所」ではない

↓

スムーズな事業承継を実現するためにも、
「信頼できる相手」を探しましょう！

相続・事業承継専門の税理士に相談しましょう

相続、事業承継は税制面でも人間関係でも
予想以上に問題になりやすいので、
「自分たちは大丈夫」と思わずに
一度専門家への相談をしましょう。

税理士・会計士は、相続の問題を親身に
解決する身近な相談役です

「まずは査定を！」

自社株シミュレーション

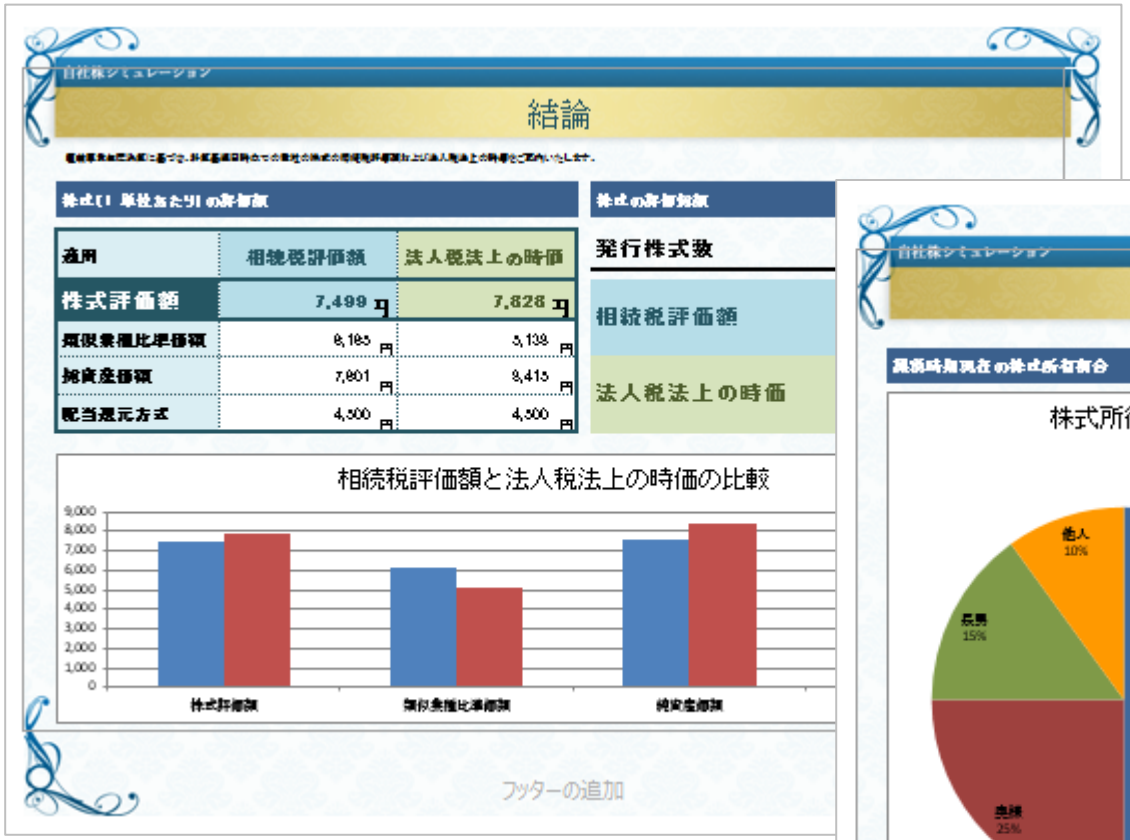

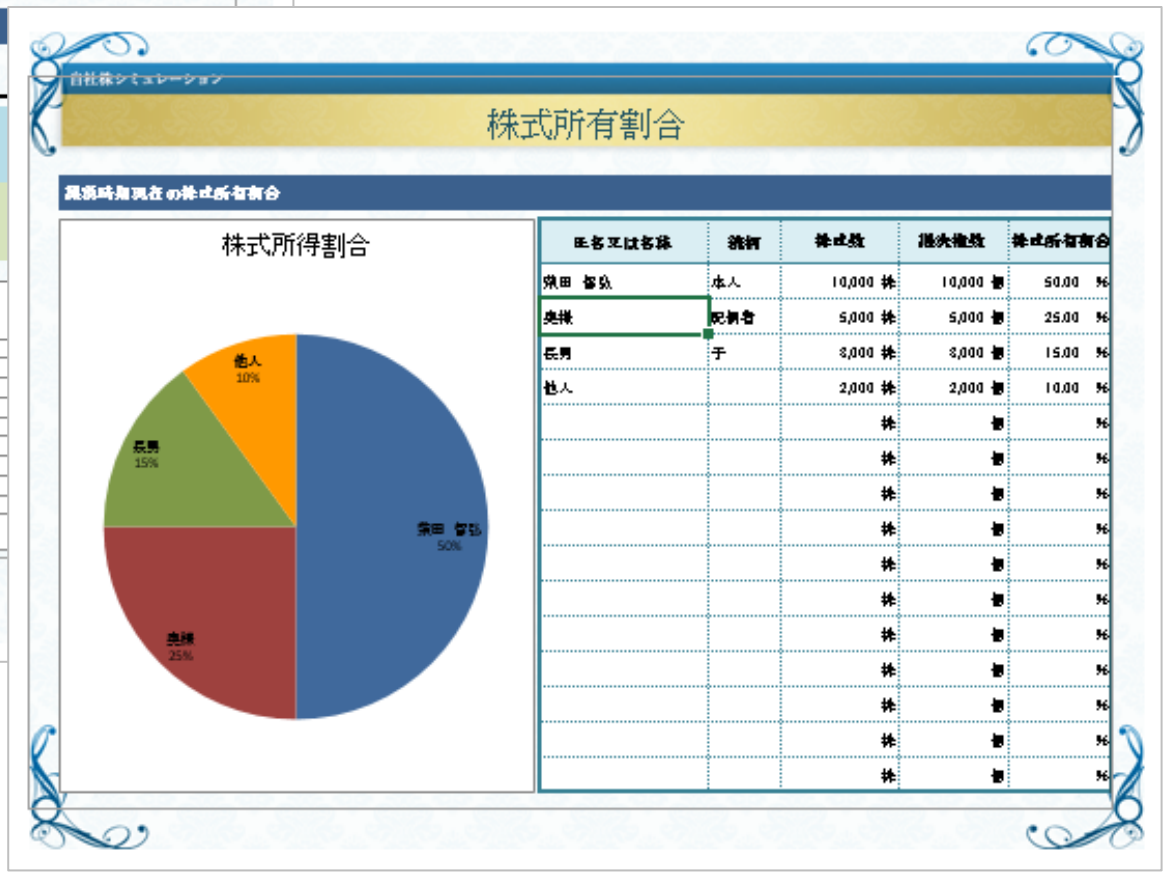

お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

03-5436-3737

福岡事務所

092-733-1840

相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人